

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成29年12月5日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

平成29・30年度ふじのくに茶の都ミュージアム博物館等運営支援業務委託

(2) 業務内容

ふじのくに茶の都ミュージアムが運営する展示及び体験エリアを運営するため、受付や解説案内、体験指導等の業務を行う。

2 契約期間

平成30年3月1日から平成31年3月31日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受け、公共職業安定所に求人の申込みをすることが出来ないなど、当事業遂行に支障が生じていないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県内に本社又は支社、営業所を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒428-0034 静岡県島田市金谷富士見町3053番地の2

ふじのくに茶の都ミュージアム 企画総務課

電話：0547-46-5588、5006 ファックス：0547-46-5007

Eメール：chamuseum-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項等の交付

ア 交付期間 平成29年12月5日（火）から平成29年12月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)又は経済産業部お茶振興課（静岡県庁東館9階）

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案書、経費内訳書、類似事業等受託実績書、会社概要のほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 平成29年12月21日（木）正午必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

ア 日時 平成29年12月25日（月）以降のふじのくに茶の都ミュージアムが指定した日時

イ 場所 静岡県庁内 会議室

6 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は、企画提案募集要項による。
- (3) 説明会は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 照会窓口は、ふじのくに茶の都ミュージアム企画総務課（電話番号 0547-46-5006）とする。